

Ⅲ 福山市都市計画マスタープラン

- 都市計画区域マスタープラン
- 市町村マスタープラン

●都市計画区域マスタープラン

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)は、都市型社会の時代に即応したわかりやすい都市計画制度の創設が背景となり、2000年(平成12年)の都市計画法改正により創設されたものです。

都市計画区域マスタープランは、全ての都市計画区域について、都道府県が定めることとされ、その内容は、以下の3つの事項を定めています。

- ①都市計画の目標
- ②区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)の決定の有無及び区分する場合はその方針
- ③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

●市町村マスタープラン

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画マスタープラン)は、近年のまちづくりに対する住民ニーズの多様化や地域ごとの個別課題に対応したきめ細かい整備方針を示すために

は、住民に一番近い基礎的自治体である市町村が地域の実情に応じたまちづくりの方針を定めることが必要であるとして、1992年(平成4年)の都市計画法改正により創設されたものです。

●福山市都市マスタープラン

福山市都市マスタープランは、行政運営の基本方針となる福山市総合計画に即しつつ、都市全体及び地域ごとの将来像を具体的に示し、都市及び地域におけ

るまちづくりの課題とそれに対応した整備方針を明らかにするための総合的な方針であり、住民、事業者および行政が協力し合っ

てまちづくりを進めていく上での指針となるもので1998年(平成10年)2月に策定しています。現在、社会環境の変化や合併による市域の拡大を踏まえた見直しを進めており、見直し後の福山市都市マスタープランは2008年度(平成20年度)に公表する予定です。



福山城公園

●福山市都市マスタープランの位置付け

